

北海道環境影響評価条例に基づく 公聴会の開催と公述人の募集 (釧路火力発電所建設事業)

(株)釧路火力発電所が計画している釧路火力発電所建設事業について、北海道環境影響評価条例に基づき、現在「環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)に係る手続きが進められています。道では、この準備書について道民の方々などから環境保全の見地から意見を聴くため、次のとおり公聴会を開催します。

また、公聴会で意見を述べていただく公述人についてもあわせて募集します。

なお、公述の申出がない場合などについては公聴会を開催しないことがあります。公聴会の開催又は中止については確定次第、ウェブサイト「北海道の環境影響評価情報」<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.htm>でお知らせします。

1 公聴会について

◆公聴会の日時、場所等

日時 9月25日(月)午後6時30分
場所 釧路市役所防災庁舎5階 会議室A・B
(釧路市黒金町8丁目2番地)

◆公聴会の傍聴

公聴会は傍聴することができます。会場への入場は先着順で、50名程度の入場が可能です。

なお、傍聴者は公聴会での発言はできませんのでご了承ください。

2 公述人の募集について

◆公述の申出

1) 公聴会で、準備書について環境保全の見地から意見を述べたい方は、次の事項を記載した書面を期限までに北海道に提出してください。

<書面の記載事項>①公聴会において意見を述べたい旨
②意見の概要
③住所、氏名及び電話番号

2) 提出期限 9月8日(金)当日必着

3) 提出方法 郵送又は電子メール

○郵送の場合 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境局環境政策課
環境影響評価グループ

○電子メールの場合 kansei.kankyoku@pref.hokkaido.lg.jp

◆公述人の決定(通知)

公述人は、申出のあった方の中から決定し、本人あてその旨を通知します。

◆公述できる時間

公述できる時間は1人15分以内です。ただし、公述人が多数となった場合には発言時間を短縮することがあります。

3 その他

公聴会は「[北海道環境影響評価条例公聴会開催要領](#)」により実施しますので、公述又は傍聴に当たっては留意ください。

4 問合せ先

北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ
電話011-204-5981